

〔翻刻〕茂木久栄家資料「日記帳」(明治二、三年)

新堀道生*・秋田古文書同好会

一 解題

本史料は、雄勝郡三又村(秋田藩領、湯沢市駒形町三又)の日記帳で、秋田県立博物館所蔵茂木久栄家資料の一部である。本誌四十三・四十五・四十六・四十八号に、慶応元年(一八六五)から明治元年(一八六八)までの記事を書き続けたのに続き、本号では明治二年から三年四月までの記事を収録した。これをもって本日記帳の翻刻は完了する。

解説は秋田古文書同好会の田中理榮子、保坂佳子、伊藤茂、鎌田幸男、大門丈士、高橋三雄、柏谷勉、齋藤正庸、目黒勳、日高輝美、幡宮明貞、伊藤美亜、熊谷清貴、鈴木倫子、青山英子の各会員、翻刻データの入力は柏谷会員、解説指導と解題執筆は新堀が担当した。

戊辰戦争の戦場となった秋田藩領では、村々から明治元年の年貢減免を訴える声があがった。記事No.163、167は明治元年分の年貢米の算定書である。藩に納付される年貢二七一石余については、軍事助成米一四石余、兵火焼失助成米一八石余、毛引四二石余が差し引かれており、二八%の年貢減免のあったことが分かる。

No.162にみるように、三又村の戦時の人馬提供は人足一三〇〇人、馬四〇〇匹以上にのぼり、供出した人馬・物資の代金の総額は錢三九一〇貫四〇〇文に達した(前号記事No.148)が、それに見合った給付が行われた形跡はない。

秋田藩の年貢は当高の六〇%を徴収するのが基本だが、実際に納める年貢量はそれを上回っていた。この日記帳で慶応元年から明治元年までの例を見ると、給人差上高(知行借上により年貢が藩に納付される給人

知行高)の年貢は、七七%(明治二年は七六・五%)を取り集めている。たとえばNo.186は明治元年分の給人差上高にかかる年貢米、五斗米、五斗米の運送米、辛労免借上米の上納の過程を記したものであるが、その冒頭にみえる一六六・五〇八石(給人差上高の年貢)は、高の七六・五%にあたる(No.167付箋3参照)。

なぜ六〇%ではなく七七%なのか、他の史料に次のようにある(当館蔵・茂木宏太郎家資料三〇〇二「願書控品々集冊」)。

- 一、当高壹石二付、村取立七斗七升
- 一、同壹石二付、屋敷納米五九ノ二へ壹かん二而、

六斗五升壹合式勺 是ヲ六五壹式と云

但し村取立七斗七升より六斗五升式合引残、壹斗壹升八合

之所、運賃・蔵敷米ニ成ルものなり

すなわち、給人に上納される年貢である屋敷納米は、当高一石につき〇・五九二石で、これは押升であるため、一割を加えた軽升〇・六五一二石に、さらに運賃・蔵敷米として〇・一一八石を加えるので、村で取り集めるのは〇・七七七石だといふのである。なお「五九ノ二」とは、年貢率六〇%に定率の引米等を加減すると五九・二%となるため、便宜上五九・二%で計算することがよく行われる。

右のように、七七%(七六・五%)という上乘せ徴収は、軽升に換算し運賃・蔵敷米を加えるためと三又村では解釈していた。もっとも、No.186を見ると、運賃・蔵敷米として支出された様子は見えず、上乘せ分がどう処理されるかは村が関知するところではなかった。

表1 三又村の給人差上高、知行高

	安政6.10	慶応1.10	慶応3.10	明治1.12	明治2.10			
	差上高帳	差上高帳	差上高帳	差上高帳	毛引願書			
	差上高(石)	差上高(石)	差上高(石)	差上高(石)	知行高(石)	差上高(石)	屋敷納(石)	%
小野崎慶之助 (慶応1～三郎)	18.792	43.792	43.792	49.224	49.224	44.224	5.000	10%
菊地時之進	5.317	0.317	0.391	11.000	16.440	11.000	5.440	33%
軽部助蔵	8.000	7.000	7.499	10.000				
山崎運助	3.432	6.047	5.051	6.047	10.100	5.018	5.082	50%
渡部藤治	2.983	3.579	3.579	3.579	5.000	3.579	1.421	28%
二葉官太	3.659					6.659		
真崎弥三郎	2.726	10.662	10.710	10.730	29.725	10.728	18.997	64%
豊田十四郎	0.400	1.210	7.242	7.242	9.514	7.242	2.272	24%
江尻国之助	1.464	1.464	1.464	1.464				
深谷政治	1.853	0.928						
岡田清之進	2.000	2.558	5.049	5.049				
棚谷八十治	2.960	2.965	2.970	2.972				
佐藤宇市	1.182				2.072		2.072	100%
林三隆	24.000	23.000	23.258	23.258	36.224	23.121	13.103	36%
遠山理助	27.222	27.222	27.332	27.386	37.332	17.500	19.832	53%
介川作美 (慶応1～明治1敬之進)	11.794	11.794	11.807	11.807	15.190	11.807	3.383	22%
粕谷藤太	5.700	4.472	7.000	7.000	12.412	3.000	9.412	76%
曲田杏林	2.250	4.000	4.000	5.000	5.000	3.000	2.000	40%
川又六右衛門	0.112	0.112	0.112	0.112				
高山祐蔵	0.287							
完戸勘四郎	0.120	0.120	0.120	0.220				
後藤小早人	15.000	16.152	20.847	40.847	44.014	35.000	9.014	20%
後藤忠兵衛	0.500	3.000	3.000	3.000	8.041	3.000	5.041	63%
清水東八	1.684	1.684	1.684	1.712				
月居桂	0.282	0.282	0.282	0.282				
太田易五郎	2.300	3.696	3.696	3.696				
中村竜助	60.906	59.024	59.024	59.024				
泉怒助	1.000	2.000	7.000	7.000				
須田内記	0.077	0.077	0.077	0.077				
箭田野新右衛門	2.166	4.500	4.400	4.400				
鈴木惣左衛門	0.034	0.034	0.034	0.034				
斎藤佐太夫	2.725	4.421	4.421	4.421				
須田伝八郎		2.830		2.830				
竹貫織之助		6.506	6.374	6.374	11.832	4.322	7.510	63%
佐藤六郎 (明治1六右衛門)		4.220		4.220	4.220		4.220	100%
後藤源蔵		7.485	7.485	7.485	10.147	7.485	2.662	26%
大縄織衛		1.591	1.591	1.591		10.400		
上遠野民部		2.298						
田中広馬 (明治2主馬)			12.000	12.000	12.650	12.000	0.650	5%
藤本為八			2.000	2.000				
今宮大学				0.062				
関重右衛門				4.000				
① 小計	212.927	270.744	295.291	347.045	319.137	219.085	100.052	31%
② 出米 (①の59.2%)	126.053	160.28	174.812	205.451				
③ 毛引	16.872			42.693				
④ 上り知年貢過剰分			0.15	33.904				
③ 残米 (②-③-④)	109.181		174.662	128.854				
④ 此当高 (③÷59.2%)	184.427	270.744	295.037	217.66				
⑤ 出米 (取集高) 〈対④比〉	142.009 77%	208.473 77%	227.178 77%	166.508 76.5%				

典拠：安政6 = 茂木久栄家資料3034「諸願書上帳」、慶応1～明治2 = 同3020「日記帳」

珍しいものとしては、村内の給人知行高が分かる記事がある（記事No. 189）。給人知行の史料は豊富ではなく、この機会に他の年度の給人差上高もあわせ、表1に掲げた。

表により明治二年の知行高を見ると、各給人が三又村に有する知行地は二〜四九石、屋敷納の比率は五〇〜一〇〇%と様々である。差上高は、給人の意向や藩の精査を受けて、その年ごとに決定されるものだった（No. 194注2参照）が、実際、表によれば差上高は頻繁に変動し、安政六年から明治元年まで変動しなかったのは五例しかない。No. 189・194によると、その年の差上高について、村の者が給人や藩の役人のもとを訪ねて確認することもあり、確認後に変更されてしまい困惑するような事態も起きている。多くの給人を相手に、毎年間違いのないよう上納額を確認するのは、苦労が多かったものと察せられる。

凡例

- 検索の便のため【】に記事番号と見出しを記した。
- 史料中の用語につき適宜注釈を施し、各記事の後に掲げた。
- 読解の便のため読点を加えた。
- 旧字・異体字は通用の字体に改め、変体仮名の「は」は平仮名に、「より」などの合字は平仮名に改めた。
- 差出人に押印がある場合は「(印)」と記した。
- 誤りと思われる字はそのまま記し、傍注の丸括弧内に「ママ」と記すか、正しいと思われる字を記し、疑問が残るものは「カ」と付記した。
- 衍字は右側に「(衍)」、抹消された字は左側に「()」と記した。
- 欠字は一字あきで示した。
- 判読不能の文字は□で、字数不明の場合は「」で示した。
- 表紙・貼紙は鉤括弧で示し、「(貼紙)」などと傍注を付した。

No.	事項	年月
189	給人屋敷納分毛引願書	10月
188	八ヶ村宿入料	9月
187	毛見願高明細	9月
186	給人差上高年貢・五斗米の納方覚	6月
185	漆木盛木届書	8月
184	漆木拝領願書	8月
183	人差・郷符売上米免除願書	8月
182	境口通行許可願書	7月
181	五斗米有高届	5月
180	五斗米有高届	5月
179	漆盛木届	5月
178	風折杉木伐採許可願書	5月
177	漆木拝領願書	5月
176	杉木拝領願書	5月
175	橋掛替用杉木拝領願書	5月
174	人別送一札	4月
173	困窮につき扶助願書	4月
172	損馬取片付届	4月
171	室屋株譲渡許可願書	
170	吉祥寺開山名届	2月
169	吉祥寺出兵有無につき届	2月
168	人差売上米請書	2月
167	給人差上高積帳	明治2年 12月
166	五斗米高帳	12月
165	郡方備高米積帳	12月
164	撫育備高米積帳	12月
163	上り知蔵入高米積帳	12月
162	戦時提供物資・人馬及び焼失建物書上	明治元年 1月
161	兵火烧失者持高書上	1月
No.	事項	年月
		明治2年

No.	事項	年月
190	上り地蔵入高米積帳	10月
191	撫育備高米積帳	10月
192	郡方備高米積帳	10月
193	五斗米高帳	10月
194	差上高振替願書	11月
195	五升備米員数の届	11月
196	調達米割合につき届書	11月
197	三又村石高・租税・戸口書上	11月
198	三又村戸口修正願書	12月
199	吉郎兵衛困窮につき救助願書	明治3年 1月
200	洪水被害につき扶助願書	1月
201	役屋へ迷惑方上申せる事実なき旨書付	2月
202	親郷選定の趣旨につき一札	2月
203	辛労免高・覚王寺領書上	1月
204	極窮人家内人数書上	2月
205	戊辰戦争の軍事手当書上	2月
206	極窮人手当書上	2月
207	人差売上米上納高書上	3月
208	多兵衛印形使用不能の理由につき上申	3月
209	杉木拝領願書	4月
210	毛引の勘定につき覚	
211	年貢米受取小手形	
211	年貢米受取小手形	

二 翻刻

【 161 兵火焼失者持高書上 明治二・一 】

乍恐以書附奉申上候

- 一、持高 三石壹斗壹升 源太郎
- 一、同高 三石六升六合 太郎兵衛
- 一、同高 九斗七升六合 甚兵衛
- 一、同高 貳石四斗三升七合 伊兵衛
- 一、同高 八斗九升六合 多兵衛
- 一、同高 貳石四斗五升七合 喜助
- 一、持高 三石九斗壹升 五左衛門
- 一、同高 拾壹石貳斗四升三合 孫右衛門
- 一、同高 四石七斗七升 孫市
- 一、同高 三石貳斗五升貳合 久右衛門
- 一、同高 七斗貳升五合 仁左衛門
- 一、同高 貳石五升 善助
- 一、同高 五斗貳升貳合 五兵衛
- 一、持高 五斗四升九合 喜左衛門

合拾四軒

右之通兵火焼失之者持高書上仕候処相違無御座候、以上

明治貳年

三又村肝煎

巳正月

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

河野隆之進殿

【162 戦時提供物資・人馬及び焼失建物書上 明治二・一】

乍恐以書附奉申上候

一、当高 五百三石九斗五升壹合 三又村

一、家数六拾八軒

一、軽升(1) 七拾六石式斗

内五十四石 蒸糶米(3)

同廿式石式斗 粃三十七石但し六合引

一、家数 六拾八軒

一、人数 三百六拾七人

内式百人 男

同百六十七人 女

一、持馬数 廿式疋

内七疋 駄

同拾五疋 駒

一、当高 貳百七拾六石八斗八升四合

一、郷夫 六百三十式人

一、郷馬 七十九疋 口付添

一、人足 七百拾四人

一、馬 三百三十九疋

一、米 拾七俵貳斗八升

一、草鞋 七拾貳疋

一、明松 八十本

一、馬沓 六十疋

一、布团 四ツ

一、家 拾四軒

一、土蔵 貳ツ
一、小屋 三ツ

右之通り取調被仰付書上仕候処相違無御座候、依而乍恐以書付奉申上候、以上

明治貳年

巳正月廿日

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長役

喜太郎

丹生加門殿

岩屋鉄之助殿

右之通り東福寺村三郎兵衛殿ニ而書上仕候

(1) 軽升は押升(本廻し)の対義語。押升一石||軽升一・二石。「押し升」と云。之は米を升に入れ十分押し計り立てるものなればなり。然るに此法にて受取るときは甚だ手数なるを以て、之に一を掛るときは一升に付一合の増しを出して計る。之を「軽升」という。」「(秋田沿革史大成)下、四三頁、かなは原文カタカナ)。

(2) 凶作に備える名目の穀物貯蔵。一石に五升あるいは一人につき五升を備えることになつていた(『秋田県史』三、一六四頁)。

(3) 長期保存のため蒸して乾燥させた碎け米。「五升備・・・蒸糶・・・蒸立之節一割通減目」(『山本町史』三三四頁)。「凶荒備として蒸糶其他金員を年々積立て」「一反歩に付糶一升宛凶作の備ひとす、これを蒸しおき、古き小社を買入れ寄付してこれに収めたり」(石川理紀之助「適産調要録」『明治大正農政経済名著集』一四)。

右は右同断諸方へ被召使候分
右は兵糧米分
右は御軍事御用ニ而差上候分
右同断ニ而差上候分
右同断
右同断
右は賊乱入之節放火ニ而焼失仕候御百姓ニ御座候

【163 上り知蔵入高⁽¹⁾米積帳 明治元・十二】

雄勝郡三又村上り地御蔵入高御米積帳

一当高尅石三斗三升六合 三又村

内式斗四升 荒・川欠跡より

同九斗三合 当村七郎兵衛・伊兵衛へ被下候辛勞免高

ノ

残り高 尅斗九升三合

此御物成六ツ納 尅斗尅升六合

一、高式升式合

右同村別水御開

此物成六ツ納尅升

口米ノ四合

(付箋)

一 右米合 尅斗三升

此払

三合 諸役代銀尅厘

四合 五役代銀式分三厘 肝煎免

五斗四升六合 焔硝方御賄手形

拾四石九斗尅升七合⁽²⁾ 御軍事御成米廿五石尅斗九升八合分

拾八石五斗六升四合 兵火烧失御助成拾四軒分

拾石七斗八升 烧失仮小屋御^(助成)成助十四軒之分

(頭註)

「烧失仮小屋之儀ハ駅場村ニ無□不被下よし御引「」成候」

ノ 四十四石八斗尅升四合

差引四十四石六斗八升四合過

(付箋上の付箋)

一 三拾四石三升四合

差引三拾三石九斗四合⁽³⁾ 過上

但し御差上より引落

(付箋下)

一 三合 諸役代銀 五匁尅厘 二五九四一ニノカケ⁽⁴⁾

四合 肝煎免

五合 道通米

残り米 尅斗八合

一、高式升式合

右同村別水御開

此御物成四ツ五分納 尅升

引米なし 五役代銀 一〇三一ニノカケ

右米合尅斗尅升八合

内式斗七升三合 焔硝方御賄三斗引米分

差引尅斗五斗五升五合 過上

御差上来より差引ニ成ル

右之通りニ御座候、以上

元

三又村肝煎

明治貳年

平助

」

同仮担

辰十二月

孝作

同村長役

喜太郎

戸嶋栄太殿

(1) 給人知行地が藩に回収され蔵入地となった高。

(2) 軍事助成米は一〇〇石につき五石の割で計上され(No.206)、三又村の村

高五〇三・九五一石(No.166)では高二五・一九八石となる。これに年貢率

五九・二%をかけた値が標記の一四・九一七石。

(3) 年貢高から右記の引米(此払)を差し引いた結果生じた超過分。後掲

の記事No.167によると、この超過分は給人差上高にかかる年貢から差し引

いて処理した。

(4) 残り高一斗九升三合×二五・九四二〇五匁一厘

【164 撫育備高米積帳 明治元・十二】

雄勝郡三又村御撫育御備高御米積帳

一、当高九斗六升五合

三又村

此御物成六ツ納五斗七升九合

口米壹升貳合

右米合五斗九升壹合

此払

壹升九合 諸役代銀廿五匁三厘

壹升壹合 肝煎免

残り米五斗六升壹合

右之通り御座候、以上

元

明治貳年

〃

辰十二月

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

戸嶋栄太殿

残り高三石七斗九升九合

此御物成六ツ納貳石貳斗七升九合

口米五升五合

右米合貳石三斗三升四合

此払

七升六合 諸役代銀 九十八匁五分五厘

二五九四二ノカケ

四升七合 肝煎免

残り貳石貳斗壹升壹合

右之通りニ御座候、以上

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長役

喜太郎

戸嶋栄太殿

【166 五斗米高帳 明治元・十二】

雄勝郡三又村五斗米高帳

一、当高五百三拾六石三斗七升

三又村

内 三拾石貳斗九合 荒・川欠跡より

同 貳石貳斗壹升 右は卯年より巳年迄三ヶ年引継休高

〃 三拾貳石四斗壹升九合

残り高五百三石九斗五升壹合

此出来廿五石壹斗九升八合

但し拾石ニ付五斗宛

一、同高壹升七合

右同村別水御開

此出来壹合 但し拾石ニ付三斗宛

【165 郡方備高米積帳 明治元・十二】

雄勝郡三又村郡方御備高御米積帳

一、当高廿七石九斗六升三合

三又村

内貳斗壹升

川欠跡より

同廿三石五斗五升三合

右は同村吉郎兵衛辛勞免高

同四斗四合

右は卯年より巳年迄三ヶ年引継休高

〃

右米合廿五石壹斗九升九合
右之通りニ御座候、以上

三又村肝煎

平助

明治元年
辰十二月

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

戸嶋栄太殿

【167 給人差上高積帳 明治元・十二】

覚

一、当高 七升七合

須田内記殿

喜⁽¹⁾

一、同高 四拾石八斗四升七合

○後藤小早人

喜

一、同高 拾壹石

菊地時之進

喜

一、同高 壹石五斗九升壹合

太繩織衛

喜

一、同高 四拾九石式斗式升四合

小野崎三郎

喜

一、同高 四石

関重右衛門

喜

一、同高 三石

○後藤忠兵衛

喜

一、同高 式石

藤本為八

喜

一、同高 壹斗壹升式合

河又六右衛門

喜

△百十壹石八斗五升壹合

一、同高 式斗八升式合

月居桂

喜

一、同高 六石四升七合

山崎運助

喜

一、同高 七石

泉惣助

喜

一、同高 廿三石式斗五升八合

林三隆

喜

一、同高 拾石

軽部助藏

喜

一、同高 七石式斗四升式合

豊田十四郎

喜

一、同高 七石

粕谷藤太

喜

一、同高 拾壹石八斗七合

介川敬之進

喜

一、同高 五石四升九合

岡田清之進

喜

一、同高 四石式斗式升

佐藤六右衛門

喜

一、同高 壹石七斗壹升式合

清水東八

喜

一、同高 五石

曲田杏林

喜

一、同高 拾石七斗三升

○真崎弥三郎

門

一、同高 式石九斗七升式合

棚谷八十治

喜

一、同高 式石八斗三升

須田伝八郎

喜

一、同高 廿七石三斗八升六合

遠山理助

喜

一、同高 壹斗式升

完戸勘四郎

喜

一、同高 三石六斗九升六合

太田易五郎

喜

一、同高 壹石四斗六升四合

江尻国之助

喜

一、同高 七石四斗八升五合

○後藤源藏

喜

一、同高 五拾九石式升四合

中村龍助

喜

一、同高 四石四斗式升壹合

○斎藤佐太夫

門

一、同高 四石四斗

○梁田野新右衛門

孫

一、同高 三升四合

○鈴木惣左衛門

門

一、同高 拾式石

○田中広馬

喜助

一、同高 六石三斗七升四合

竹貫織之助

喜

一、同高 三石五斗七升九合

渡部藤治

喜

一、同高 六升式合

今宮大学

喜

合三百四拾七石四升五合

内七拾式石壹斗壹升七合 御毛見御居引⁽²⁾ 高

(付箋1)⁽³⁾

〔当高合三百四拾七石四升五合

此出米式百五石四斗五升壹合

内三十三石九斗四合

上り過上

同四拾式石六斗九升三合

御居引高七十式石

壹斗壹升七合之分

〆七拾六石五斗九升七合

残り米百廿八石八斗五升四合

此当高式百拾七石六斗六升

此出米九十九石式斗壹升八合 七七村取立

内九十八石五斗七升三合 七六五上納分

残り六斗四升五合 余米 巳年割返申候

(付箋2) (4)

「当高合三百四拾七石四升五合

外九石四斗式升 辛勞免高御借上分

〆三百五十六石四斗六升五合

此出米式百十壹石式升七合

内三拾三石九斗四合 上り知過上分

同四拾式石六斗九升三合 御居引高拝領分

但し七十式石壹斗壹升七合

〆七拾六石五斗九升七合

残り米百三拾四石四斗三升

此当高式百廿七石七升八合

此出米百七十四石八斗五升

内百七十三石七斗壹升五合 七六五上納分

残壹石壹斗三升五合

七六五余米分 巳年さし上より返候

(付箋3)

「一、米本廻し壹斗三升

内三拾四石三升四合 御軍事品々御取扱過上分

さし引三十三石九斗四合 過 (5)

上り知

一、米本廻し式百五石四斗五升壹合 御さし上 (6)

内三十三石九斗四合

同四十式石六斗九升三合

御居引御助成高 (7)

〆七十六石五斗九升七合

残り米百廿八石八斗五升四合

此当高式百拾七石六斗六升 (8)

此輕升百六拾六石五斗八合

一、米輕升廿九石六斗三合 五斗米・運送米共

一、同 六石壹斗三升五合 辛勞免御借上分

〆式百式石式斗四升六合 上納分 (9)

(付箋下) (10)

「本廻し壹斗三升

内四拾四石八斗壹升四合 委曲は御米つもり帳ニ有之候分

指引四拾四石六斗八升四合 過上

但し御差上米より御差引申上候

本廻し式百五石四斗五升壹合 御差上 三又村

内四拾四石六斗八升四合 上り知過上御差引申上候

同四拾式石六斗九升三合 御居毛引御助成高 (助成)

七十式石壹斗壹升七合分

〆八拾七石三斗七升七合

残米百拾八石七升四合

此当高百九拾九石四斗四升九合

此輕升百五拾式石五斗七升八合 七六五

五百三石九斗六升八合

五斗米 三又村

輕升廿五石壹斗九升九合

外四石四斗七合 右運送米

百八拾貳石壹斗八升四合

内四石七斗四升五合 兵糧米被仰付白米三石七斗八升上納

仕候分、玄米壹俵ニ付拾三貫文替御

直段違搦賃搦へり共見込、中考を以

一ト先御差引申上候

残米百七拾七石四斗三升九合

内五拾六石七斗四升貳合 銀山飯料江上納仕候

百九十俵上納仕候

残百廿石六斗九升七合

此俵四百貳俵九升七合

右之通り御座候、以上

三又村肝煎

明治元年

平助

辰十二月

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

上

(1) 給人への年貢納付を担う組代の名の頭文字か。

(2) 居引Ⅱ検見をせずに行う簡便な毛引。

(3) 付箋1は試算であり、全体に抹消線が引かれている。

(4) 付箋2は試算。

(5) No.163で算出された上り知蔵入高の年貢超過分。

(6) 給人差上高三四七・〇四五石に年貢率五九・二%を乗じた値。

(7) 居引高七二・一一七石に年貢率五九・二%を乗じた値。

(8) 前行の値を年貢率五九・二%で除して逆算した当高。

(9) No.186にみえる実際の上納高と一致する。

(10) 付箋3の下。修正前の数値が記されている。

【 168 人差売上米請書 明治二・二 】

一、米拾六俵 人差 七郎兵衛

一、同拾五俵 同 八右衛門

一、同拾貳俵 同 平助

一、同拾俵 同 吉郎兵衛

一、同廿五俵 郷符

右之通御売上米被仰付、御請仕候処相違無御座候、依之御請書奉差

上候、以上

明治貳年 三又村肝煎

巳二月廿四日 平助

同仮担 孝作

同村長百姓 喜太郎

戸嶋栄太殿

【 169 吉祥寺出兵有無につき届 明治二・二 】

乍恐以書附奉申上候 看住(1)

一、老入 年齡四拾九歳

右之通ニ御座候、昨年御軍事出兵不仕、御合力等茂拝領不仕候、

依之以書附奉申上候、以上

明治貳年

三又村

巳二月

吉祥寺

御本山様⁽²⁾

御納所

(1) 寺格が低い小寺院の住僧。かんじゅう。

(2) 三梨村の桂菌寺か。吉祥寺の本寺桂菌寺を「本山 桂菌寺」と記した文

書がある(茂木久栄家資料三〇一九「万代日記帳」元治元年五月一六日条)。

明治貳年

中川弥右衛門殿

長百姓 喜太郎

同仮担 孝作

同村肝煎 平助

室屋長左衛門

三又村

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通り被仰付被下置度奉願上候、以上

【 170 吉祥寺開山名届 明治二・二 】

乍恐以書附奉申上候

一、開山舜庵尊堯大和尚

右之通りニ御座候、以上

明治貳年

三又村

巳二月

吉祥寺

桂菌精舎

御納所

右之通り式冊相認、御本山へ差上候

【 172 損馬取片付届 明治二・四 】

乍恐以書付御届奉申上候

一、当月三十日、当村三宝荒神社内江損馬有之、村人之内見当申出ニ

付、郷中惣百姓并馬勞等立会見分仕候得共、何方之馬と申儀心得候者も無之ニ付、長々社内ニ差置候而ハ恐入候事故、郷人立会見分之

上昨日川原迄為引、倒跡取片付仕候、仍之一通り御届奉申上候、

以上

明治二年

三又村肝煎

巳四月二日

平助

上

孝作

【 171 室屋株讓渡許可願書 明治二 】

乍恐以口上書奉願上候

一、当村長左衛門⁽¹⁾ 先年より室家業致罷有候所、近年困窮ニ罷成

仕入往届兼、此度双方相談之上、猿半内村与右衛門方へ永代讓候

事ニ相成候間、御上様御障茂無御座候ハ、以御憐愍御株札名前

御書替被仰付度奉願上候、御時節御苦柄奉申上候も重畳恐入奉存

候得共、前文之仕合無抛奉願上候、依之室屋長左衛門印形仕、私

共添印を以乍恐奉願上候

【 173 困窮につき扶助願書 明治二・四 】

乍憚以書附奉願上候

一、私事御村々様以御高恩家内扶助罷有難有仕合奉存候、然る所御見

聞被下置候通り老年ニ罷成り、何共心通り御奉公も行届兼奉恐入候、

年来御救助被下置、此上願可申上面目無之御座候得共、近年来諸色

高直ニ罷成候所、別而衣類を始石物前代未聞之代料、右等之為御手之内も米ニ而被下候所多分錢ニて拝領ニ相成、如何共取くらし可申様無之、実以困り入申候、御時節奉願上候も重畳恐至極ニ奉存候へ共、何卒此上格別之以御憐愍御助成被下置、御助被成下度偏ニ奉願上候、右段々奉願上候通ニ御座候間、何分ニも願之通り被仰付御助被下置、如何様御奉公仕候様幾重ニも奉願上候、以上

明治二年

五郎左衛門

巳四月

米六斗願ニ付助成致候

八面村

東福寺村

大倉村

三又村

大門村

右御村々親方様御中

【 174 人別送一札 明治二・四 】

郷出之事

一、孫兵衛家内庄右衛門、右男老入、其御許御支配吉藏家内江参候由、当御調より御入帳可被成候、去御調迄は当村禪宗吉祥寺御判を以相調相濟候、此方御寺暇、郷中共出入子細無御座候、依而郷出し一札如件

明治貳年

三又村

巳四月

肝煎

大くら村

肝煎殿

【 175 橋掛替用杉木拝領願書 明治二・五 】

乍恐以書附奉願上候

郷山

中

一、杉式本 但し三尺五寸廻り

郷山

右之通り田通橋掛替申度候間、以御憐愍拝領被仰付被下度奉願上候、以上

右之趣乍恐宜敷様被仰上、願之通り拝領被仰付被下置度奉願上候、以上

明治貳年

三又村肝煎

巳五月十二日

平助

同仮担

孝作

同村長役

喜太郎

上曾直江殿⁽¹⁾

山崎主典

(1) 安政六年時点で林役(田代町史資料一四、八六頁)。

【 176 杉木拝領願書 明治二・五 】

乍恐以口上書奉願上候

林こし畠林

符人

一、杉拾本 但し三尺五寸廻りより小杉迄

平助

高村畠添

一、同式本 但し式尺五寸廻り

利右衛門

屋敷添

一、同老本 但し式尺五寸廻り

門右衛門

高村畠添

一、同三本 但し三尺廻り

喜太郎

林こし畠林

一、同三本 但し三尺廻り

十兵衛

合拾九本

右之通り符人共此度拝領仕度願出ニ御座候間、何卒以御憐愍願之通り拝領被仰付度奉願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通拝領相成候様御取扱被成下度奉願上候、以上

明治貳年

巳五月十二日

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長役

喜太郎

上曾直江殿

山崎主典殿

【177 漆木拝領願書 明治二・五】

乍恐以書附奉願上候

林こし宮ノ前

一、漆元木五本 但し耆尺廻より七寸廻り迄

五りんは、

一、同 三本 但し耆尺五寸廻り

合八本

右之通り符人共此度大立村藤治方へ売払申度候間、何卒以御憐愍願之通り拝領被仰付被下置度奉願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通拝領被仰付被下置度奉願上候、以上

【178 風折杉木伐採許可願書 明治二・五】

乍恐以書附奉願上候

三宝荒神社

一、杉式本 但し三尺五寸廻り

右は朽木風折ニ罷成り此度伐取申度願出ニ御座候間、願之通り御取扱被成下置度奉願上候、以上

三又村別当

覚王寺

同肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長役

喜太郎

上曾直江殿

山崎主典殿

【179 漆盛木届 明治二・五】

乍恐以書附奉申上候

五輪羽場

一、漆三本 但し三尺五寸廻り

仁助

右之通り追々盛木仕候処相違無御座候、依之乍恐以書附奉申上候、以上

明治貳年 巳五月十二日

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

上曾直江殿

別当

覚王寺

山崎主典殿

【180 五斗米有高届 明治二・五】

(付箋下)

乍恐以書附奉申上候

当高 五百三石九斗六升八合

内 拾五石八斗壹升九合

同 拾五石四斗式升七合

同 四百七拾式石七斗式升式合

右之通り正有高取調書上仕候処相違無御座候、以上

三又村肝煎

明治貳年

巳五月

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

戸嶋栄太殿

【181 五斗米有高届 明治二・五】

(付箋)

乍恐以書附奉申上候

一、惣当高 五百三拾六石三斗八升七合

内 三拾石式斗九合 荒・川欠跡より

同 式石式斗壹升 右ハ卯年より巳年迄三ヶ年休高

三拾式石四斗壹升九合

残り高 五百三石九斗六升八合

内 拾五石八斗壹升九合

屋敷高

同 四百七拾式石七斗式升式合

同 拾五石四斗式升七合

右之通りニ御座候以上

三又村肝煎

明治貳年

巳五月

同仮

孝作

長役

戸嶋栄太殿

(1) 記事No.180の上に貼付されている。

【182 境口通行許可願書 明治二・七】

乍恐以書附奉願上候

雄勝郡三又村

永助

一、右之者老入、此度新庄在へさる商へ(1)ニ罷越候間、御境口御通し

被下度奉願上候、尤当廿八日より来八月八日迄出入十日ニ而帰国仕

候間、何分御境口御通被成下度奉願上候、以上

雄勝郡三又村

明治貳年

巳七月廿八日

院内御境口調御役処

御役人様

御取扱

(1) 「策商い」の意か。

【 183 人差・郷符売上米免除願書 明治二・八 】

乍恐以書附奉願上候

一、米五十三俵

人差

一、同廿五俵

郷符

合七十八俵

右は当春御売上米被仰付候人差・郷符ニ御座候処、兼而奉申上候通り近年村方一同困窮ニ罷成、余米有之者も無御座、尚又是迄御用米錢被仰付候者も困窮ニ罷成、他分御田畑共他渡致候躰、且当村六十軒余之村方昨年拾四軒放火ニ罷成、右之内郷符頭立候者数多有之、旁々以取立相難、連々遅滞ニ罷成、恐入奉存候次第ニ米直段不時成ル引上ニ罷成、下地より買食之御百性勝ニ御座候処、新穀迄取続可申様無之躰、当節安米ニ而も弘不申候得ハ相成間敷、困り入奉存候、依之乍恐奉願上候、何卒御憐愍を以今年之儀ハ御免被成下、御助被成下度奉願上候、且ツ当秋相応之作合ニも相成候ハ、半通りも奉上納度奉存候、是迄不納致候儀は如何様之無調法被仰付候而も一言之違背可奉申上様無御座候得共、何卒御憐愍を以困窮之村方御救助被成下度、偏ニ奉願上候

右之趣乍恐何分宜様被仰上、願之通り被仰付困窮之村方御助被成下度、幾重ニも奉願上候、以上 雄勝郡

三又村肝煎

平助

明治二年 巳八月

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

戸嶋栄太殿

此願書御返し成

【 184 漆木拝領願書 明治二・八 】

乍恐以書付奉願上候

屋敷廻り

一、漆元木三拾五本 但し壹尺廻より八寸廻迄

七郎兵衛

同

一、同 拾貳本 但し九寸廻より六寸廻迄

治兵衛

同

一、同 拾本 但し壹尺廻より七寸廻迄

庄三郎

同

一、同 九本 但し壹尺廻より六寸廻迄

庄左衛門

同

一、同 貳本 但し壹尺廻り

作右衛門

同

一、同 三本 但し八寸廻り

作兵衛

屋敷廻り

一、同 八本 但し壹尺貳寸廻りより六寸廻迄 久蔵

合

右之通り此度拝領仕度、符人共願出ニ御座候間、何卒御憐愍を以、願之通り被仰付被下度奉願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通り拝領被仰付被下度奉願上候、以上

三又村肝煎

平助

明治二年 巳八月

同仮担

孝作

長役

喜太郎

石井正五郎殿

菊地助之進殿

【185 漆木盛木届書 明治二・六】

乍恐以書附奉申上候

屋敷廻り

一、漆元木拾五本 但し八寸廻り

同

一、同 式本 但し壹尺廻り

同

一、同 三本 但し八寸廻り

合廿本

右之通り追々盛木仕候処相違無御座候、依之書付奉差上候、以上

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

長役

喜太郎

石井正五郎殿

菊地助之進殿

【186 給人差上高年貢・五斗米の納方覚】

覚

さし上七六五⁽¹⁾

一、米輕升 百六拾六石五斗八合

一、同 廿九石六斗三合

一、同 六石壹斗三升五合

×貳百貳石貳斗四升六合

三又村

五斗米・運送米共

辛勞免高御借上米

内 拾五石

十二月廿三日

同 廿石貳斗六升四合

正月十三日

同 三拾六石四斗六升八合

同 四石六斗貳升

同 廿八石五斗

同 六拾八石壹斗

同 七石五斗

同 壹石貳斗

×百八十壹石六斗五升貳合

残廿石五斗九升四合

此俵六十八俵壹斗九升四合

(1)「七六五」は、左行の値が当高二七・六六石の七六・五%であることを示す。No.167付箋3参照。

(2) 右記の米俵が一俵につき二斗九升八合入りであることを示す。

御取扱被下候分

根元様へ上納六十八俵 二九八⁽²⁾

御同人様へ上納

【187 毛見願高明細 明治二・九】

乍恐以書附奉申上候

一、当高三百拾四石壹斗六升九合

内 廿三石四斗壹升四合

同 百九石四合

同 百四拾三石貳斗七升三合

同 三拾八石四斗七升八合

当高合三百拾四石壹斗六升九合

右之通り御座候、以上

御毛見願高

下々⁽¹⁾下々印

下々下々下々印

半立印

青立印

三又村肝煎

三又村肝煎

明治二年

巳九月廿五日

同仮担

平助

孝作

同村長百姓

喜太郎

上

願当高

百三十九石壹升

大倉

三百拾四石壹斗六升九合

三又

五十九石四斗貳升八合

戸波

四十五石貳斗八升五合

大門

五百五十石八斗三升五合

八面

三百廿石

大立

六百七石八斗九升七合

川連

貳百六石

東福寺

ノ貳千貳百三十八石貳斗貳升四合

(1)「下々」は原本では合字で、秋田藩で「下々田」の「下々」を表す記号。

ここでは不作の程度を示す記号として用いられている。この記号を雛型

(記事No.57)では「何毛印」と呼んでいる。他に「青立」「半立」がある。「青立」

は「捨」と補記されることがあるので無収穫、半立は半作の意と解される。

「下々」記号は本日記帳で四つまでしか用いない。そこから推測すると、

「下々」が四つなら「四毛」、三つなら「三毛」などと呼び、四割減収、

三割減収の意で用いたか。

【 188 八ヶ村宿入料 】

村々御宿入料左之通り

御立寄なし

一、四十石貫文

大倉村

御昼

一、五十七貫四百四十文

三又

式夜御泊

一、五百廿八貫三十文

八面

御昼

一、五十三貫百五十文

東福寺

御昼

一、三十九貫六百廿五文

大門

御昼

一、七十五貫百八十文

大立村

御立寄なし

一、三十貫

川連

一、四十四貫九百五十文

戸波

ノ八百六十九貫三百七十五文

【 189 給人屋敷納分毛引願書 明治二・十 】

乍恐以書附奉願上候

一、当高四拾九石貳斗貳升四合

小野崎三郎様

内四拾四石貳斗貳升四合 御差上高

残り高五石

菊地時之進様

一、同高拾六石四斗四升

菊地時之進様

内拾壹石 御差上高

残り高五石四斗四升

山崎運動様

一、同高拾石壹斗

山崎運動様

内五石壹升八合 御差上高

残り高五石八升貳合

渡部藤治様

一、当高五石

内三石五斗七升九合 御差上高
残り高七石四斗式升壹合

一、同高四石

一、同高廿九石七斗式升五合

内拾石七斗式升八合 御差上高

残り高拾八石九斗九升七合 御屋敷納分

一、当高拾壹石八斗三升式合

内四石三斗式升式合 御差上高

残り高七石五斗壹升

一、同高四石式斗式升

一、同高式石七升式合

一、同高三拾六石式斗式升四合

内廿三石壹斗式升壹合 御差上高

残り高拾三石壹斗三合

一、当高三拾七石三斗三升式合

内拾七石五斗 御差上高

残り高拾九石八斗式升式合

一、同高拾五石壹斗九升

内拾壹石八斗七合 御差上高

残り高三石三斗八升三合

一、同高拾式石四斗壹升式合

内三石 御差上高

残り高九石四斗壹升式合

一、当高五石

内三石 御差上高

残り高式石

一、同高四拾四石壹升四合

内三拾五石 御差上高

残り高九石壹升四合

一、当高拾石壹斗四升七合

内七石四斗八升五合 御差上高

残り高式石六斗六升式合

一、当高八石四升壹合

内三石 御差上高

残り高五石四升壹合

一、当高六石六斗五升九合

一、同高拾石四斗

一、同高拾石四斗

右は先達而郷人を以御差上高二被成下度趣奉願申上候処、小間物上納丈相残し御差上ニ被成下候様被仰合、奉畏罷在候事

一、同高拾式石六斗五升

一、同高拾式石六斗五升

右は拾式石御差上高被成下候御約定奉申上候御伺

一、同高九石五斗壹升四合

内七石式斗四升式合 御差上高

残り高式石式斗七升式合

右之通当作合春中より不順氣冷雨勝にて、稲育殊之外不宜候処、六月土用中より以之外冷氣相進、非常之悪作ニ罷成り、逆茂御収納立見詰

無御座、当惑之至ニ奉存候、御時節柄重畳恐入奉存候へ共、無扨奉願

上候所、以御憐愍御檢使様被下置、御差上高分ハ作毛御見分被成下、

御毛引高拝領被仰付候様御取扱被成下、難有奉存候、尤先達而郷人を

以奉願上候通り、御屋敷納之分も何卒以御憐愍、御差上高引残り江御

積を以御毛引高拝領被仰付、困窮之御百姓共御助被成下置度、幾重ニ

も奉願上候

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通被仰付被下置度、偏ニ奉願上候、

以上

後藤源藏様

後藤忠兵衛様

二葉官太様

太縄織衛様

田中主馬様

豊田重四郎様

介川作美様

粕谷藤太様

曲田杏林様

後藤小早人様

三又村肝煎

明治二年
巳十月

同仮担 平助
孝作

同村長百姓

与助

同 門右衛門

上

【 190 上り知蔵入高米積帳 明治二・十】

一、当高尅石三斗三升六合

三又村

内式斗四升 荒・川欠跡より

同九斗三合 当村七郎兵衛・伊兵衛へ被下候辛勞免高

残り高尅斗九升三合

内尅斗九升尅合 当御毛引

残り高式合

此御物成尅合 六ツ納

一、高式升式合

当高尅升七合 此御物成六ツ納尅升

右同村別水御開

口米×尅合

右米合尅升式合

此払

引米なし 但し当高へ二五九四一二かけ
当高へ式かけ 三合 諸役代銀五匁尅厘

五役代銀尅分八厘 尅〇三尅尅三カケ

但し開当高

物成へ式かけ 四合 肝煎免

四升五合 道通り御賄米

×五升式合

差引四升過

右之通りニ御座候、以上

明治二年

巳十月

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

長百姓

喜太郎

小野崎甚八殿

【 191 撫育備高米積帳 明治二・十】

一、当高九斗六升五合

三又村

内式斗七升八合 当御毛引

残り高六斗八升七合

此御物成六ツ納四斗尅升式合

口米八合

右米合四斗式升

此払

尅升九合 引米なし 諸役代銀廿五匁三厘
此代銀 尅升九合

肝煎免

残り米三斗九升

右之通りニ御座候、以上

三又村肝煎

明治二年

巳十月

平助

同仮担

孝作

小野崎甚八殿

長百姓

喜太郎

小野崎甚八殿

喜太郎

【192 郡方備高米積帳 明治二・十】

雄勝郡三又村郡方御備高御米積帳

一、当高廿七石九斗六升三合

三又村

内式斗壹升

荒・川欠跡より

同廿三石五斗五升三合

当村吉郎兵衛へ被下候辛勞免高

同四斗四合

右は卯年より巳年迄三ヶ年引継休高

残り高三石七斗九升九合

内壹石三斗三升 当御毛引

残り高式石四斗六升九合

此御物成壹石四斗七升五合

口米三升

右米合壹石五斗五合

此払

七升五合 諸役代銀九十八匁五分五厘

此代銀と書

此代銀

二五九四二二ノかけ

四升五合 肝煎免

残り米壹石三斗八升五合

右之通り御座候、以上

三又村肝煎

明治二年

平助

巳十月

同仮担

孝作

長百姓

【193 五斗米高帳 明治二・十】

雄勝郡三又村五斗米高帳

一、当高五百三拾六石三斗七升

三又村

内三拾石式斗九合

荒・川欠跡より

同式石式斗壹升

右は卯年より巳年迄三ヶ年引継休高

残り高五百三石九斗五升壹合

此出米廿五石壹斗九升八合

但し拾石二付五斗宛

一、同高壹升七合

此出米壹合 但し拾石二付三斗宛

右米合廿五石壹斗九升九合

右之通り御座候 以上

右之通り御座候 以上

三又村肝煎

明治二年

平助

巳十月

同仮担

孝作

長百姓

喜太郎

小野崎甚八殿

【194 差上高振替願書 明治二・十一】

乍恐以口上書奉願上候

一、当高壹石五斗

右は後藤忠兵衛殿御差上高三石之処、式石九斗七升三合ニ而御

毛見願高奉申上候処、此度御本図(2) 壹石五斗ニ相直候分
一、同高壹石也

右は豊田十四郎殿御差上高七石式斗四升式合之処、七石式斗式
升八合御毛見願上候処、此度御本図六石式斗四升式合ニ相直り
候分

当高合式石五斗

此御毛引高

右之通御割役様并御地頭様方へ郷人出府御伺申上、御写帳拝領仕、
右御差上高ニ向御毛見願奉申上候処、此度御本図御渡ニ付引合仕候
所、右之通御引戻ニ相成候ニ付、御毛引高拝領被仰付分之内右式石
五斗ニ相当る分御引上ニ相成可申、当惑至極ニ奉存候、依之御時節
柄重疊恐入奉存候得共、無拋奉願上候間、何卒以御憐愍右之分田中
広馬殿御差上高と御振替被成下、御毛引高御目録通御取扱拝領被仰
付、困窮之御百姓共御助被成下置度、幾重ニも奉願上候、以上

明治二年

三又村肝煎 平助

巳十一月

同仮担

孝作

同村長百姓

孝作

貴志甚之助殿

小松鉄之助殿

渡部清之進殿

(1) 先に給人の差上高(知行借上のため年貢が藩に上納される高)について
藩に年貢減免を願ひ出で認められたが、うち二石五斗が差上高から屋敷
納高(給人へ年貢が上納される高)に引き戻されたため、その分を別の
給人の差上高に振り替え、願ひ出の通り年貢減免を得られるよう願ひ出
た文書。

(2) 御本図II藩が各村に対し、その年の給人知行地の差上高と屋敷納高を通
知した文書。「従来知行禄高該年六月までに当年の割合、即ち四六或は
半知との被仰渡に依り、何村何石は指上、何村何石は地頭納と区分した

る帳面を御割役所へ差出す。御割役所にて之を統割す。勘定方に回し精
査し之を藩の金庫役に付し、精査の上郡方へ回し、各郡村に其村高誰知
行の内何石は指上何蔵納、何石は屋布納と区分したる書付を渡さる。之
を「御本図」と云ふ。又府人の内にも屋布納と指上との分別をなし、屋
布納の分は近村は直々士家に納む。遠隔仙北等よりは各村に組代を立て、
之が取立をなさしめ船にて積下げ、蔵宿より送り状を付し屋布に運送す」
(「秋田沿革史大成」下、一五六頁)。

【 195 五升備米員数の届 明治二・十一】

乍恐以書附奉申上候

五升備木津入

一、米輕升七拾六石式斗

三又村

内五拾四石 蒸糶米

同廿式石式斗 粃三拾七石 但し六合挽見込

ノ

右之通当村五升備、御取調書上仕候処相違無御座候、依之乍恐以

書附奉申上候、以上

三又村肝煎

明治二年

平助

巳十一月

同仮担

孝作

同長百姓

喜太郎

小野崎甚八殿

明治二巳十一月中、書上仕候事

【 196 調達米割合につき届書 明治二・十一】

乍恐以書付奉申上候

一、米 五升 御調達 平右衛門ノ

一、同 五升九合 御担

一、米 五升 御調達 門右衛門ノ

一、同 五升 御担

十一月廿九日

右之通り肝煎・長・差上り立会相談之上割合仕候事

【197 三又村石高・租税・戸口書上 明治二・十一】

雄勝郡

三又村

当高五百三拾六石三斗八升七合

内三百八石式斗壹合 本田

同式百廿八石壹斗八升六合 新田

内三拾石式斗九合 荒・川欠捨り高

同式石式斗壹升 休高

正有高五百三石九斗六升八合

此租税

一、物成米三百式石三斗八升壹合 六ツ納

一、小役銀拾三貫八匁四分式厘

此錢式千貳百拾壹貫四百三十壹文

此金貳百廿壹兩拾四匁三分壹厘

一、戸数八拾四軒

一、人口三百八拾六人

一、馬数三拾三疋

以上

明治二年 三又村肝煎 平助

巳十一月 同仮担 孝作

長百姓 喜太郎

小野崎甚八殿

【198 三又村戸口修正願書 明治二・十二】

乍恐以書付奉願上候

一、戸数四軒 三又村

一、人口六人

右之通り先日書上仕候処、調落ニ相成候間、何卒先日差上候書上江御取纏被成下度奉願上候、以上

三又村肝煎

明治二年 平助

巳十二月 同仮担 孝作

長百姓 喜太郎

小野崎甚八殿

十二月廿三日右書付追願ニいたし、親郷取纏関喜内殿へ当村郷役亀六を以さし上置候事

【199 吉郎兵衛困窮につき救助願書 明治三・一】

乍恐以口上書奉願上候

私儀以御憐愍如何様御百姓立罷在候段、難有御儀ニ奉存候、然所近年

諸色高直ニ付、次第二手内困窮ニ罷成候折柄、去ル卯年ニ親父病死、其節私十三歳ニ而当惑仕候、御高等も廿石余も御座候所、近年不足ニ相成拾石位ならて無之、右之内も書入⁽¹⁾等ニ致、殊ニ別段借財等も不少有之、不往届之私可仕様無御座、親類相談之上其節より親郷肝煎養助殿へも願申上、御用米錢共蒙御免候様時々奉願上候処、旧冬又々御用被仰付候得共、如何共上納之見詰無御座恐入奉存候、御時節柄重豊恐至極奉存候へ共、格段之御憐愍を以御救助被成下度偏ニ奉願上候右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通御救助被成下候様御取扱被成下度、幾重ニも奉願上候、以上

三又村 吉郎兵衛
同村親類 門右衛門

明治三年

午正月

上

前書之通り当村吉郎兵衛より手内困窮形委曲書取を以奉願上候間、何卒以御憐愍、当人願之通り御取扱被成下度奉願上候、以上

三又村肝煎

明治三年

午正月

同仮担

孝作

長百姓

喜太郎

小野崎甚八殿

(1) ここでは田畑を借金の担保にすることの意か。

【 200 洪水被害につき扶助願書 明治三・一】

乍恐以口上書奉願上候

高村

一、当高八斗七升三合

備高

右御田地之儀ハ、去ル安政六未年当村川原地御出高ニ御座候処、去巳七月十三日大水ニ付、御用木流込候ニ付、御田地莫大破損ニ罷成迷惑至極ニ奉存候、御手当拝領被仰付被下度奉願上候処、為酒代三貫文被下置候得共、間似合不申候ニ付、御手代江御返上申上、別段米式斗代も拝領被仰付被下度趣、符人共より願出ニ御座候間、何卒以御憐愍、符人共願之通り拝領被仰付被下度奉願上候右之趣乍恐何分宜敷様被仰付、願之通り被仰付候様御取扱被成下度奉願上候、以上

明治三年

午正月

同仮担

孝作

長百姓

喜太郎

石井正五郎殿

乍恐⁽¹⁾

(1) 余白の書き込み。

【 201 役屋へ迷惑方上申せる事実なき旨書付 明治三・二】

書付之事

一、此度御取納筋ニ付御出府願申上、入料分前わり少々差出候迷惑

形、御役やへ申上候事尅円覚無御座候、依而書付ヲ以申上候、以上

明治三年午二月

何村

関喜内殿

肝煎

【 202 親郷選定の趣旨につき一札 明治三・二】

一札之事

一、此度八面村へ親郷相立申度願書へ名印差出候心得ハ、全ク御取担喜内親方不服之筋少しも無御座候、八面村へ親郷被立置候事ニ相成候得ハ、私し共手近之事故、御用向相勤候ニ勝手善敷候斗り思へ込ミ、名印差出候ニ相違無御座候、依而一札差上申候、以上

明治三年

何村

午二月

肝煎

上

【 203 辛労免高・覚王寺領書上 明治三・一】

一、当高 廿三石五斗

三又村吉郎兵衛

一、同高 四斗五升貳合

辛労免高
同村七郎兵衛

一、同高 四斗五升貳合

同村七郎兵衛

一、同高 四斗五升壹合

但し卯年より巳年迄三ケ年引継休高
辛労免高

一、同高 四斗五升壹合

但し卯年より巳年迄三ケ年引継休高
同村伊兵衛

一、同高 四斗五升壹合

但し右同断引継休高
右同断

一、同高 四斗五升壹合

但し右同断引継休高
右同断

合

三又村

一、当高 拾石也

三又村

一、当高 拾石也

覚王寺

右は当村三宝荒神堂社領御朱印高、雄勝郡川連村ニ而被下候分

右之通り御座候、以上

三又村

明治三年

午正月

【 204 極窮人家内人数書上 明治三・二】

乍恐以書附奉申上候

一、家内三人

善左衛門

一、同六人

長吉

一、同三人

十右衛門

一、同八人

市左衛門

一、同貳人

忠治

一、同五人

九左衛門

一、同四人

儀兵衛

一、同四人

久兵衛

一、同五人

元益

一、同三人

勘右衛門

一、家内三人

勘十郎

一、同四人

仁助

一、同四人

治兵衛

一、同貳人

亀藏

一、同五人

仁太郎

一、同四人

長治

一、同六人

安兵衛

一、同五人

庄左衛門

一、同六人

平十郎

一、同四人

久藏

一、家内四人

庄三郎

一、同三人

作右衛門

一、同三人

長左衛門

一、同三人

惣兵衛

一、同三人

兵右衛門

一、同七人

長助

- 一、同六人 杵右衛門
- 一、同三人 宇太郎
- 一、同三人 五兵衛
- 一、同四人 喜左衛門
- 一、家内五人 甚兵衛
- 一、同五人 伊兵衛
- 一、同貳人 仁左衛門
- 一、同三人 太兵衛
- 一、同三人 源太郎
- 一、同五人 作兵衛
- 一、同三人 勘左衛門
- 一、同九人 孫兵衛
- 一、同貳人 福松

右之通当村極窮人取調書上仕候処相違無御座候、以上

明治三年

午二月

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

長百姓

喜太郎

渡部敬吉殿

【205 戊辰戦争の軍事手当書上

明治三・二】

乍恐以書附奉願上候

式

一、金子 四拾貳兩也

右は兵火焼失之者拾四軒、
軒ニ付三兩宛被下置候分

壹

一、米 本廻し 拾四石九斗壹升七合 右は御軍事御助成高百石ニ付

五石宛被下置候分

三

一、同 同 拾八石五斗六升四合 右は兵火焼失之者拾四軒へ被

下置候分

合

右之通り去ル辰年御軍事ニ付御手当被下置候処相違無御座候、以上

明治三年

午二月

三又村肝煎

平助

同担役

孝作

同村長役

喜太郎

渡部敬吉殿

【206 極窮人手当書上 明治三・二】

一、御救助米人数廿四人

此米七升二合 壹日分但し壹人三合ツ、

日数十八日 二月廿八日より三月十五日迄

此米壹石貳斗九升六合

一、安米人数七拾九人

此米貳斗三升七合 壹日分壹人三合ツ、

日数十八日 二月廿八日より三月十五日迄

此米四石貳斗六升六合

米合五石五斗六升貳合

外五斗五升六合 搗へり斗りかへ共壹割見込

合六石壹斗壹升八合 如何様郷中ニ而取扱往届候分

右之通り村方極窮取扱仕候分書上仕候処相違無御座候、以上

午三月

同 同

三又村

門右衛門

明治三年

平助

同 同

午二月

同仮担

与助

孝作

渡部敬吉殿

同長役

(1) 尻打¹ここでは精算・弁済の意。各種の上納金・料金について、追加金、割当金など様々な意味で用いられる。徴収金の不足を精算するための追加徴収を尻打銭と呼ぶ例があり、帳尻合わせからきた語か。

喜太郎

(2) 川連村の豪商。

渡部敬吉殿

【 207 人差売上米上納高書上 明治三・三 】

乍恐以書附奉申上候

【 208 多兵衛印形使用不能の理由につき上申 明治三・三 】

米拾六俵

仁さし

乍恐以書附奉申上候

一、七拾三貫六百文

七郎兵衛

但し壹俵ニ付四貫六百文ツ、尻打⁽¹⁾上納

同拾五俵

同

一、六拾九貫文

八右衛門

同拾貳俵

同

一、五拾五貫貳百文

平助

同拾俵

同

一、四拾六貫文

吉郎兵衛

同廿五俵

同

一、百拾五貫文

郷符

米合七十八俵

郷符

〆三百五十八貫八百文

右之通り去巳年被仰付候仁差・郷符共御売上米、無残尻打上納ニ

而御蔵元高橋利兵衛⁽²⁾殿へ上納仕候処相違無御座候、以上

【 209 杉木拝領願書 明治三・四 】

三又村長役

乍恐以口上書奉願上候

明治三年

喜太郎

郷山

一、杉式本 但し三尺五寸廻り

郷中

十右衛門
善吉

東福寺境
一、同三本 但し三尺廻り

与助

明戸田そへ

三又村肝煎殿
米輕升四石式斗壺升式合

御備高 運送共

一、同壺本 但し壺尺五寸廻り

源太郎

合

此俵十三俵式斗壺升九合

以上

右之通り拝領仕度願出ニ御座候間、何卒以御憐愍願之通り拝領被仰付被下置度奉願上候

右之通り髓ニ預置、上納之上本手形引替可申候、以上

御升取

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、願之通り拝領ニ相成候様、御取扱被成下度奉願上候、以上

三又村肝煎殿

善吉

被成下度奉願上候、以上

明治三年

三又村飯肝煎

午四月

平助

同長役

喜太郎

渡部糺殿

(裏表紙)

家美□寿

文右衛門

善吉

【 210 毛引の勘定につき覚】

覚

一、当高九石四斗式升

辛勞免高御さし上

内三石壺斗三升六合

当毛引高

残り高六石式斗八升四合

七六五

此輕升四石九升式合

七六五

【 211 年貢米受取小手形】

覚

一、四俵と五升九合

御撫育御備高

右之通髓ニ預置申候、以上

丑極月廿日

御升取